

## 第2次三条市男女共同参画推進プラン改訂内容（平成31年3月）

### 1 改訂の目的（P5）

#### ・項目名の変更及び内容の変更

三条市では、男女共同参画社会の実現を図るため、平成27年度から令和4年度までを計画期間とする第2次三条市男女共同参画推進プラン（以下「第2次推進プラン」という。）を策定し、施策に取り組んできました。

この間、平成27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が新たに制定され、女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定は地方公共団体の努力義務となりました。

こうした社会状況及び市民意識等の変化に対応するため、「第2次推進プラン」の一部を改訂するものです。

### 2 計画の位置付け（P5）

#### ・下線部文言及び内容の追加

この計画は、条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」として位置付けています。

また、平成27年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の「市町村推進計画」として位置付け、三条市総合計画や他の個別計画との整合を図ります。

※女性活躍推進法第6条第2項における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策」は、以下の基本施策の中に位置付け、女性の職業生活における活躍を推進していきます。（P3）

#### ・基本目標1

基本施策3 方針・政策決定の場等への女性の参画促進

#### ・基本目標2

基本施策4 就労環境の充実

基本施策5 子育て環境の充実

### 3 第3章 計画の内容 基本目標3（P6）

#### ・下線部文言の追加

次の世代が男女共同参画の考えを理解して実践できるようになることは将来のために欠かせません。全ての世代に対する啓発を継続していく中で、市民一人一人に男女共同参画意識の浸透を図るアプローチに重点を置くとともに、特に若い世代に働きかけを行い、学齢期から男女共同参画に対する認識を深めることで、男女共同参画社会の実現に向けた歩みを着実に進め、暮らしやすいまちづくりにつなげることを目指します。

#### 4 基本施策7 (P12)

##### ・下線部文言の追加

これまでは学校教育の中で小中学生を中心に男女平等の啓発に取り組んできました。若い世代に対する成果は着実に表れてきていますが、依然として性別に基づく役割分担意識を肯定する人も多く存在します。

今後こうした取組を進めていくとともに、高校生などの年齢層も含めて男女共同参画の考え方に触れる機会を提供できるように努めていきます。

児童用啓発冊子を新たに作成し、小中学生を対象に家事・育児の関わり方に対する男女相互理解を促し、男女共同参画に対する意識啓発を強化する。

また、子育て世代に対しても、婚姻等を契機に男女の区別のない家事・育児の関わり方を促すリーフレットを配布するなどの働きかけを行い、働く男女間の相互理解を促す。

#### 5 基本施策8 (P13)

##### ・下線部文言の追加

ドメスティック・バイオレンス (DV) やセクシャル・ハラスメント (セクハラ) などの暴力は重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性です。その被害状況も多様化しており、さらなる対応が求められます。

これらの暴力を防止するため、学校や家庭、職場など様々な場面で人権が尊重されるよう啓発活動を進めます。併せて、関係機関との連携により、被害者に対する相談体制の充実に取り組みます。

また、LGBT (性的少数者) への理解促進を進めます。

#### 6 指標 (P17)

##### ・指標内容の変更及び目標値の修正

###### No. 6

指標内容 市内小学校 (19校)、市内中学校 (8校)、義務教育学校 (1校) 及び高等学校 (4校) における男女共同参画に関する啓発活動の実施

目標値 令和4年度までに全校で実施